

議案第36号

みやき町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

みやき町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6年 9月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部施行により、みやき町国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町国民健康保険条例の一部を改正する条例

みやき町国民健康保険条例（平成17年みやき町条例第80号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

みやき町国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(罰則)</p> <p>第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに<u>応じない</u>場合は、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした <hr/> <hr/> <u> </u>場合は、10万円以下の過料に処する。</p>